事務員力はコミュニケーション能力

日弁連主催の事務職員能力認定制度というものがある。2008年に始まり現在４年目が進行中である。毎年10月～５月に８回の研修があり７月に試験がある。

法律事務所職員
佐藤　滋

一番の学習法，それは講師をすること

2010年５月「刑事・少年事件」の講師を務めさせていただいた。制度発足に当たり，既に研修の充実している大都市部の研修をそのまま全国配信すれば良いという意見もあったようだが，「研修制度を地方においても充実させる目的のためにも，可能な限り地方会にも講師を受け持ってもらう」こととなり，千葉にも声がかかったようだ。

引き受けたは良いもののテキストを書き始めて「事務員は刑事事件にあまり関わっていない」事実を遅まきながら痛感した。弁護士は，警察・拘置所に出かけ，裁判所に出かけ，と事務員がほとんど触れない世界を跋扈奔走している。「経験していないことは書けない。」しょうがありません，こうなったらノンフィクションを１本書くつもりで，取材をし，資料を調べるしかない。

それからは書き進めては疑問があれば，本を調べ，ネットで調べ，それでも疑問が解消されない場合は，先輩事務員に・弁護士に・時には刑事事件に熱心といわれる他の事務所の弁護士にも取材をした。そして当然ながら裁判所書記官にも取材。幸い全司法（裁判所職員の組合）つながりで知り合いが多かったので，疑問が湧くたびに取材させていただいた。取材といっても，協力してくれる事務員・弁護士・書記官さんを交えての宴会という形式が多ございまして（笑）。

時期も良かった。ちょうど５月（2009年）に裁判員制度が施行され，弁護士も「制度に精通しよう」と，裁判所も「軌道に乗せよう」と一所懸命，といった頃だったゆえに，宴会はいやでも盛り上がったのである。

船橋・木更津・千葉と予行演習行脚をし，その都度反省会という名の宴会をし…お友達が増えました。

結局，講師のお話を拝命した７月からテキスト脱稿の翌４月まで…，勉強になりました。あんなに一つの分野について調べたことはありません。本代や飲み代に多大な出費がかかりましたが（笑）。

事務員の能力はコミュニケーション能力・・・・かもしれない。

顧みれば私の仕事はいつも上のような次第だ。あの人に聞き，この人を巻き込み，いつもご迷惑をかけつつ進めている。当然，その反作用（副作用ではない）として，自分も「ご迷惑」を進んで引き受けるよう心がけ，出来るだけ断らない。一度ご迷惑を引き受けた人は，生涯の強い仲間となる…気がします。

またちょっと強引な論法だが，人間関係の達人が私の理想の事務員像である。時に対立関係と捉えることも出来る①弁護士と依頼者の，②弁護士と裁判所等機関の，③弁護士相互の，④弁護士と事務員の，⑤事務員相互の「繋ぎ」が円滑に出来る事務員となれれば……はるか遠い理想ではあるが。